



平成29年度 冬期 久留米市職員採用試験案内

【任期付短時間勤務職員】

《 任期付短時間勤務職員とは 》

任期の定めのある久留米市の一般職の職員で、給料のほか期末勤勉手当や通勤手当などが支給される、週30時間勤務の正規職員です。

- 申込受付期間【持 参】平成30年1月5日(金)～1月22日(月)土曜・日曜・祝日を除く
【郵 送】平成30年1月5日(金)～1月19日(金)消印有効

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分		主な勤務箇所	職務内容	採用予定人員
事務職	生活保護 ケースワーカー	健康福祉部 生活支援第1課・2課	生活保護のケースワーク等の業務に従事します。	5人程度
	臨床心理士	子ども未来部 幼児教育研究所 教育部 学校教育課 (スクールカウンセラー)	幼児等の発達支援業務や小・中学校等でのカウンセリング業務等に従事します。	2人程度
司書職		市民文化部 中央図書館	司書としての専門的業務に従事します。	4人程度
獣医職		健康福祉部 保健所衛生対策課	獣医師としての専門的業務に従事します。	1人程度
薬剤職		健康福祉部 保健所衛生対策課	薬剤師としての専門的業務に従事します。	1人程度
保健職		健康福祉部 保健所健康推進課・地域保健課	保健師としての専門的業務に従事します。	3人程度

- (1) 受験申込みは、上記の試験区分のうち、一つに限り受け付けます。なお、久留米市が平成29年度冬期に別途実施する「任期付職員」、「任期付非常勤職員（一般事務）」の試験との併願はできません。
- (2) 採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

2 試験の日程及び方法

試験科目		試験日	方法・内容
第1次試験	書類審査 (事前提出)	—	申込み時に提出された資格経歴等審査書により、職務に関する専門的な知識経験、表現力、企画力について審査するものです。
第2次試験	面接試験	2月17日(土) または 2月18日(日)	面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうかを判定します。また、面接のなかで、第1次試験時に提出された資格経歴等審査書の内容について質疑応答を行います。

- (1) 第1次試験は、申込時に提出された資格経歴等審査書による書類審査を行います。
- (2) 第2次試験の会場や詳細なスケジュールは、第1次試験合格者に対して、第1次試験の合格発表の際に通知します。
- (3) 試験の日程は予定です。変更があった場合は、別途お知らせします。
- (4) 受験上の配慮(補聴器や車いすの使用など)を希望する人は、申込み時に申し出てください。郵送の場合は、1月22日(月)午後5時15分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。

3 受験資格

試験区分		受験資格
事務職	生活保護 ケースワーカー	昭和33年4月2日以降に生まれた日本国籍を有する人で、社会福祉主事の被任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する人もしくは平成30年3月31日までに取得見込みの人
	臨床心理士	昭和33年4月2日以降に生まれた人で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士資格を有する人もしくは平成30年4月1日までに取得見込みの人
	司書職	昭和33年4月2日以降に生まれた人で、司書資格を有し、民間企業等で司書としての職務経験が1年以上ある人
	獣医職	昭和33年4月2日以降に生まれた人で、獣医師の免許を有する人もしくは平成29年度の国家試験で取得見込みの人
	薬剤職	昭和33年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許を有する人もしくは平成29年度の国家試験で取得見込みの人
	保健職	昭和33年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人もしくは平成29年度の国家試験で取得見込みの人

- (1) これまでに久留米市任期付職員や久留米市任期付短時間勤務職員、久留米市任期付非常勤職員として勤務したことがある人も受験できます。
- (2) 受験資格の職務経験について
 - ① 受験資格の職務経験とは、平成29年12月31日現在で、週30時間以上の勤務期間を通算した期間とします。なお、休業等（傷病等による休暇休職、介護休業等）で、実際に職務に従事しなかった期間が連続して30日以上ある場合は、その全期間を職務経験期間から除きます。ただし、産前産後休暇及び育児休業、勤務先の都合による休業は、職務経験期間に含みます。
 - ② 最終合格後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。なお、受験資格にかかる職務経験期間等が確認できない場合は、採用されません。
- (3) 最終合格者には、免許・資格を有することを証明する書類（免許状の写し、資格証明書、成績証明書及び卒業（見込）証明書）を提出していただきます。なお、免許・資格を取得できなかった場合や、受験資格に係る証明ができない場合には採用されません。
- (4) 生活保護ケースワーカーにおける「社会福祉主事の被任用資格」について
次のいずれかに該当することを要します。
 - ① 社会福祉法に規定する、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、大学等において、3科目以上履修し、卒業すること
 - ② 社会福祉法に規定する、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了したこと
※指定科目については大学等に在籍した年度に応じて科目の読み替えが認められています。詳しくは厚生労働省ホームページでご確認いただくか、久留米市総務部人事厚生課までお問合せください。
- (5) 上記の受験資格があっても、地方公務員法16条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ② 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ③ 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (6) 生活保護ケースワーカー以外の職種においては国籍を問いません。日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、4ページに記載しています。

4 給与及び主な勤務条件等

種類	内容
給与	事務職（生活保護ケースワーカー・臨床心理士）、司書職、保健職 給料月額：165,500円 諸手当：期末勤勉手当（4.4月分）、通勤手当、時間外勤務手当等あり。 年額：1年目 246万円程度、2年目以降 271万円程度
	獣医職 給料月額：174,000円 諸手当：期末勤勉手当（4.4月分）、通勤手当、時間外勤務手当等あり。 年額：1年目 259万円程度、2年目以降 285万円程度
	薬剤職 給料月額：171,400円 諸手当：期末勤勉手当（4.4月分）、通勤手当、時間外勤務手当等あり。 年額：1年目 255万円程度、2年目以降 281万円程度
勤務時間	1日6時間（週30時間）
休日等	原則として、土曜日・日曜日・祝日、年末年始 ※司書職は異なります。
休暇等	年次有給休暇、特別有給休暇、介護休暇、育児休業等があります。
福利厚生	全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金、雇用保険

- ① 上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。
- ② 業務により公用車等を運転することがあります。

5 申込受付期間及び受験手続

(1) 申込受付期間

平成30年1月5日（金）～1月22日（月）

- 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。）
- 郵送の場合は、1月19日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

- ① 提出された応募書類は、一切返却いたしません。
- ② 申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

(2) 受験手続

「受験申込書（要写真貼り付け）」、「資格経歴等審査書」、「受験番号票」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。（全て本人により手書きされたもののみ受け付けます。）

① 持参する場合

久留米市総務部人事厚生課（久留米市役所7階）に持参

② 郵送する場合

封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、久留米市総務部人事厚生課宛てに、必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。（受験番号票は官製はがきの裏に貼付し、表に受験番号票の送付先となる申込者の住所、氏名を記入してください。）

(3) 受験番号票の交付

受験番号票は、持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は後日郵送します。受験番号票が届かない場合又は紛失した場合は、1月25日（木）までに久留米市総務部人事厚生課まで連絡してください。

6 採用候補者名簿への登載及び任期等

任期等

最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間任用されます。なお、業務の状況や勤務成績等に応じて、最長平成35年3月31日まで任期が更新される場合があります。

- (1) 採用候補者名簿の有効期間は作成日から1年間です。この間に採用にならない場合もあります。
- (2) 業務の都合により平成30年4月2日以降の採用となる場合があります。この場合も、原則として平成33年3月31日までの任期となります。

7 合格者の発表及び試験成績の開示

(1) 第1次試験の合格者発表

(日時) 2月7日(水) 午前9時00分

(方法) 合格者の受験番号を久留米市役所掲示板(正面玄関西側)に掲示するとともに、久留米市のホームページに掲載します。なお、合否についての通知や電話問合せへの対応は、原則として行いません。

(2) 最終合格者発表

(日時) 2月末を予定

(方法) 合格者の受験番号を、久留米市のホームページに掲載するとともに、第2次試験の受験者全員に対して、その合否の結果を郵送により通知します。

(3) 試験成績の開示

試験成績について、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- ① 対象者 第1次・第2次試験それぞれの不合格者
- ② 請求方法 「受験番号票」「本人であることを示す書類(運転免許証等)」を、久留米市総務部人事厚生課まで持参してください。
- ③ 開示内容 順位・得点を開示します。
- ④ 開示期間 各試験の合格発表の日から1ヵ月間

8 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行っていただきます。

(3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

- 公権力の行使に該当する職務
(例) 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、開発行為の監視・規制、建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、食品衛生監視
- 公の意思の形成への参画に携わる職
市政方針や政策決定等に関与し、権限をもって意思決定を行う職をいい、原則として、課長級以上の職を指します。

(注意) 生活保護ケースワーカーは、日本国籍を有する人しか受験できません。

9 受験申込み及びお問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市総務部人事厚生課
【電話】0942-30-9056・9058(直通) 【FAX】0942-30-9706
【アドレス】jinji@city.kurume.fukuoka.jp